

第111回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月29日（火曜日）午前10時

場所

オービック御堂筋ビル2階

オービックホール

大阪市中央区平野町4丁目2番3号

※今回開催場所が変更になっておりますのでご留意
ください。（末尾のご案内略図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、
可能な限り、書面またはインターネット等により事前に
議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えくださ
いますようお願い申し上げます。
皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第111回定時株主総会 招集ご通知	1
----------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	11

添付書類

事業報告	14
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

議決権行使期限

書面またはインターネット等による議決権行使期限
2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで

※機関投資家の皆様につきましては、株式会社「CJ」が運営する
「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会当日のお土産について

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめと
させていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ダイワボウホールディングス株式会社

証券コード 3107

大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号
タイフホウホールディングス株式会社
代表取締役社長 西村幸浩

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、可能な限り、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
- ② 場 所 大阪市中央区平野町4丁目2番3号
オービック御堂筋ビル2階 オービックホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
※今回開催場所が変更になっておりますのでご注意ください。
- ③ 目的事項 報告事項 1. 第110期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第110期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

④ 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面およびインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、ならびに「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ・事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

ご来場の自粛検討のお願い

本年度の株主総会においては、規模の縮小や所要時間の短縮など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めたうえで開催をしております。株主の皆様も感染予防の観点からご来場についてはお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

＜ご来場される株主の皆様へ＞

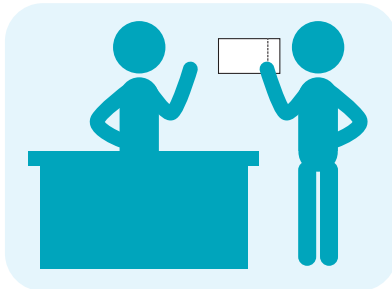
会場内でのマスクの着用やアルコール消毒液の使用等にご協力をいただけない方、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

※今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwabo-holdings.com/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会ご出席



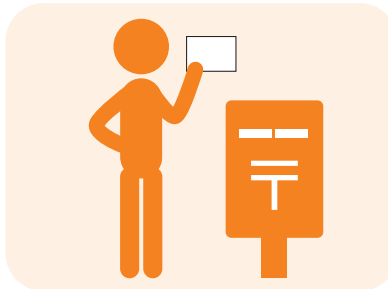
開催日時

**2021年6月29日（火曜日）
午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

ご 推 奨

書面で議決権を行使

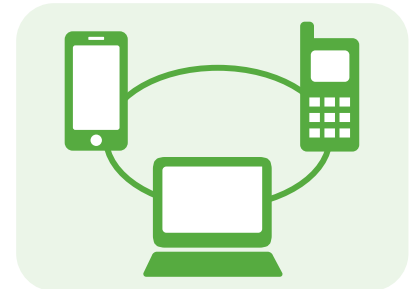


行使期限

**2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネット等で
議決権を行使



行使期限

**2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分受付分まで**

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ（議決権電子行使プラットフォームについて）

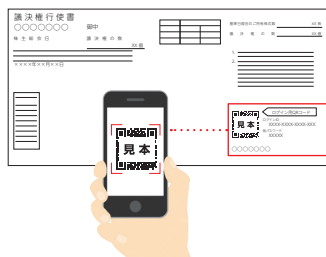
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



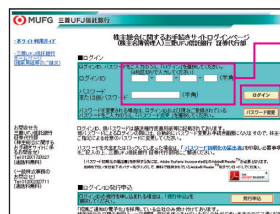
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

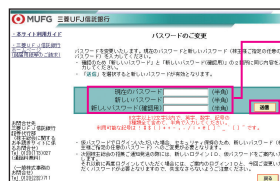
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金300円 総額5,768,508,300円

(注) 当社は2021年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。当期（第110期）の期末配当につきましては、配当基準日が2021年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制強化のため2名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位、担当
1	再任 にしむら ゆきひろ 西村幸浩	男性	代表取締役社長
2	再任 たつみ としひろ 辰巳敏博	男性	常務取締役 グループ本社担当
3	新任 やすだ みつしげ 安田充成	男性	
4	再任 社外 独立役員 どひ けんいち 土肥謙一	男性	取締役
5	再任 社外 独立役員 なかむら かずゆき 中村一幸	男性	取締役
6	新任 社外 独立役員 よしまる ゆきこ 吉丸由紀子	女性	
7	新任 社外 独立役員 ふじ ぎ たかこ 藤木貴子	女性	

候補者番号

1

にしむら ゆきひろ

西村 幸浩

再任

1961年6月14日生

所有する当社株式の数 21,500株

在任期間 4年

取締役会の出席状況 16回/16回(100%)



略歴、当社における地位、担当

1985年4月 ダイワボウ情報システム株式会社入社
2006年6月 同社取締役
2012年4月 同社常務取締役
2012年6月 当社常務執行役員
2017年6月 当社取締役常務執行役員 グループ本社担当
ダイワボウ情報システム株式会社 取締役
2018年6月 当社取締役専務執行役員
2020年4月 当社代表取締役社長、現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、主にITインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2017年から当社の取締役常務執行役員、2018年からは当社の取締役専務執行役員、2020年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

たつみ としひろ

辰巳 敏博

再任

1955年9月13日生

所有する当社株式の数 13,000株

在任期間 1年

取締役会の出席状況 12回/12回(100%)



略歴、当社における地位、担当

1985年3月 ダイワボウ情報システム株式会社入社
2004年10月 同社財務部長
2007年6月 同社取締役
2011年6月 当社執行役員 グループ本社副担当
2017年6月 当社常務執行役員 グループ本社副担当
ダイワボウ情報システム株式会社 取締役 管理本部長
2019年6月 同社常務取締役 管理本部長
2020年6月 当社常務取締役 グループ本社担当、現在に至る

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム株式会社へ入社以来、長年にわたる財務部門を中心とする同社の豊富な業務経験と高い見識を有しております。2007年から同社の取締役、2011年からは当社の執行役員を務め、2020年からは当社の常務取締役を務めており、経営全般および財務管理の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

やすだ みつしげ

安田 充成

新任

1966年 1月 5日生

所有する当社株式の数 5,265株



略歴、当社における地位、担当

- 1988年 4月 ダイワボウ情報システム株式会社入社
- 2008年 1月 同社東京営業部長
- 2009年 4月 同社広域営業部長
- 2014年 4月 同社経営企画室長 兼 CSR推進室長
- 2019年 4月 同社財務部長
- 2020年 6月 同社取締役、現在に至る
同社管理本部長
- 2021年 4月 同社管理本部担当、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム株式会社へ入社以来、長年にわたる営業部門、管理部門における豊富な業務経験と高い見識を有しております。2020年から同社の取締役を務めており、その経験や知見を職務に活かせると判断したため、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

どひ けんいち

土肥 謙一

再任

社外

独立役員

1950年 1月 28日生

所有する当社株式の数 3,500株

在任期間 5年

取締役会の出席状況 16回/16回(100%)



略歴、当社における地位、担当

- 1973年 4月 住友商事株式会社入社
- 2004年 4月 住商テキスタイル株式会社（現株式会社スミテックス・インターナショナル）
代表取締役社長
- 2007年 8月 住商モンブラン株式会社 代表取締役社長
- 2016年 6月 当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

繊維業界の会社経営者として培われた豊富な国内外における経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特に繊維業界における経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、経営計画の策定および進捗状況、ならびに当社の持続的成長に向けた事業の選択と集中、成長戦略等に関し取締役会等にて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

5

なかむら かずゆき

中村 一幸

再任

社外

独立役員

1948年6月28日生

所有する当社株式の数 2,500株

在任期間 3年

取締役会の出席状況 16回/16回(100%)



略歴、当社における地位、担当

1971年4月 三菱電機株式会社入社
2006年4月 同社常務執行役
2009年4月 同社代表執行役専務
2010年4月 同社代表執行役副社長
2018年6月 当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特にICT業界における経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、経営計画の策定および進捗状況、ならびに当社の持続的成長に向けた事業の選択と集中、成長戦略等に関し取締役会等にて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号

6

よしまる ゆきこ

吉丸由紀子

新任

社外

独立役員

1960年2月1日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、当社における地位、担当

1982年4月 沖電気工業株式会社入社
1998年4月 Oki America Inc.取締役 兼 沖電気工業株式会社ニューヨーク事務所長
2004年10月 日産自動車株式会社 ダイバーシティディベロップメントオフィス室長
2008年4月 株式会社ニフコ入社
2011年6月 同社執行役員
2018年4月 積水ハウス株式会社 社外取締役、現在に至る
2019年6月 三井化学株式会社 社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

積水ハウス株式会社 社外取締役
三井化学株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国内外の企業役員としての経験、ダイバーシティ分野における知識・経験を有することに加え、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた高い見識を、当社の経営および財務運営に反映していただくため社外取締役候補者となりました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社の持続的な企業価値向上に不可欠な、ガバナンス強化とダイバーシティ推進に向けて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

1970年1月30日生



略歴、当社における地位、担当

1993年11月 インテル株式会社入社
 2005年10月 同社経営企画・ビジネスオペレーショングループ統括部長
 2013年1月 同社執行役員 グローバル営業本部長
 2019年5月 グーグル合同会社 執行役員 営業本部長、現在に至る

重要な兼職の状況

グーグル合同会社 執行役員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ICT業界において世界的に大きな地位を占める企業における豊富な知識・経験を有し、培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、社外取締役候補者としてしました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社主力のITインフラ流通事業を中心としたグループの成長戦略や、グループ全体の経営管理のICT化に向けた監督と助言を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 安田充成氏は、2021年6月28日付でダイワボウ情報システム株式会社取締役を退任予定であります。
3. 土肥謙一、中村一幸、吉丸由紀子、藤木貴子の4氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
4. 当社は、土肥謙一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、株式会社スミテックス・インターナショナルおよび住商モンブラン株式会社は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
5. 当社は、中村一幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、三菱電機株式会社は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
6. 当社は、吉丸由紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、沖電気工業株式会社、三井化学株式会社は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社、株式会社オーエム機械の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
7. 当社は、藤木貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、インテル株式会社およびグーグル合同会社は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
8. 土肥謙一氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
9. 中村一幸氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
10. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第24条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、土肥謙一、中村一幸の両氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。土肥謙一、中村一幸の両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、吉丸由紀子、藤木貴子の両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
11. 当社は、当期末後の2021年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施いたしました。各候補者の「所有する当社株式の数」は、株式分割実施後の株式数を基準に記載しております。
12. 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 平岡好信、藤木 久の両氏が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役 平岡好信氏は本総会終了後、大和紡績株式会社の監査役に専任し、同社の監査体制の強化に邁進する予定となります。

監査役による監査体制は、監査役の重要な役割が業務監査および会計監査であることに鑑み、それらの監査に必要な経験および知見を有する常勤監査役1名と独立社外監査役2名が連携して監査に当たる体制といたします。当社監査役の員数としては1名減員となるものの、当社取締役2名が主要事業子会社の監査役を兼務すること、ならびに人員が強化された内部監査部門との更なる連携により、グループ全体の監査体制は従来以上に強化され、監査役の重要な役割を果たすうえでガバナンスの実効性は引き続き確保できると判断しております。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

ふじき ひさし
藤木 久

再任

社外

独立役員

1951年4月15日生

所有する当社株式の数 0株
在任期間 8年
取締役会の出席状況 16回/16回(100%)
監査役会の出席状況 12回/14回(86%)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴、当社における地位

- 1983年4月 大阪弁護士会登録
- 1985年4月 藤木法律事務所（現藤木新生法律事務所）開設
- 2011年6月 佐川急便株式会社 社外監査役、現在に至る
- 2013年6月 当社社外監査役、現在に至る

重要な兼職の状況

佐川急便株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

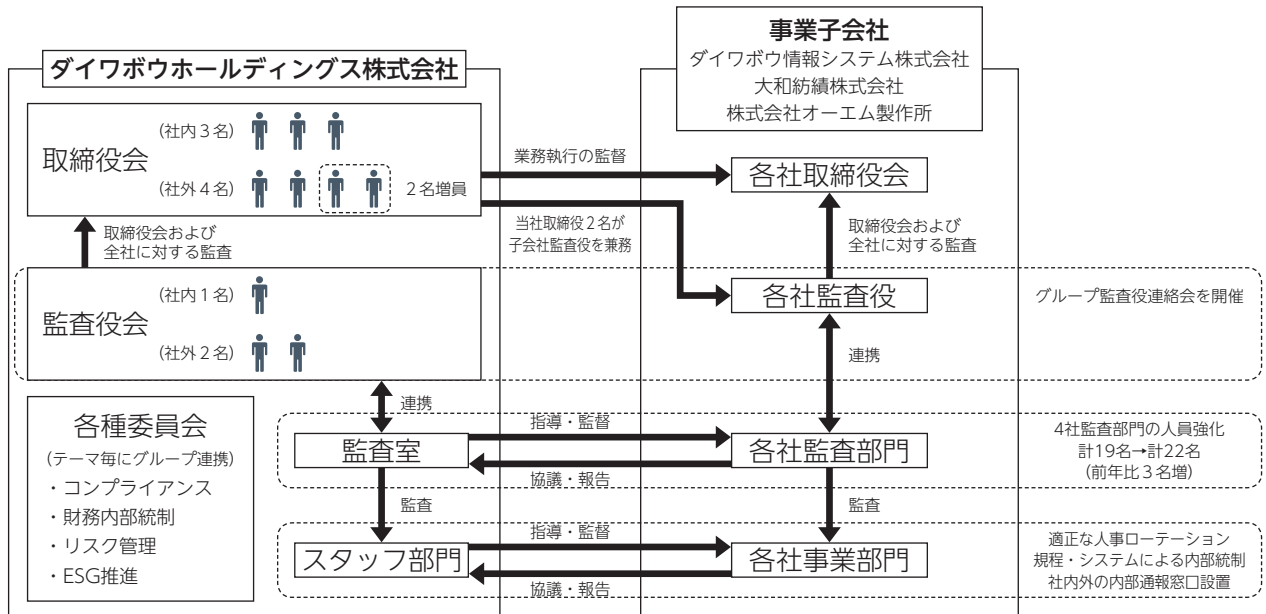
弁護士であり法律の専門家として公正・中立な立場から豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者となりました。
なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 藤木 久氏は、社外監査役候補者であります。
 - 当社は、藤木 久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、佐川急便株式会社は、当社の子会社であるダイワボウ情報システム株式会社、大和紡績株式会社、株式会社オーエム製作所の取引先ですが、取引実績の合計は当社の当期連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性基準を満たしております。
 - 藤木 久氏の当社の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
 - 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第30条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、藤木 久氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。藤木 久氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、候補者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

(ご参考)

当社グループの内部監査体制の枠組み

グループ内部監査体制図
(2021年6月29日予定)



以上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

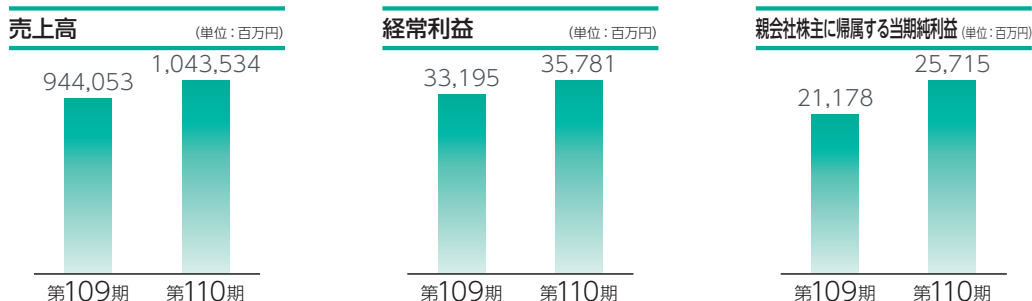
(1) 事業の経過および成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが見られるものの、先行きについては不透明な状況であります。

当社グループを取り巻く環境は、IT業界ではテレワーク等新たな働き方が普及し、関連商材やクラウドサービスの需要が増加するとともに、文教分野におけるICT導入が政府の主導により推進されました。また、繊維業界では衛生材関連の需要は増加しましたが、全体的に厳しい市場環境が継続し、産業機械業界でも企業の設備投資に慎重な姿勢が見られました。

このような環境において、当社グループは当期の事業方針である「リーディングカンパニーとして更なる高みへの挑戦」「持続的発展に向けた成長ドライバーの創出」「たゆまぬ変革による高効率経営の追求」のもと、社会構造の変化に果敢に挑戦し、グループの成長戦略を推し進め、連結企業価値の向上に努めてまいりました。

その結果、当期の連結業績につきましては、売上高は1兆435億3千4百万円（前期比994億8千万円増）、営業利益は350億2千8百万円（前期比21億8千6百万円増）、経常利益は357億8千1百万円（前期比25億8千6百万円増）となりました。これに特別利益として物流センターの売却益7億5千4百万円、海外工場の移転補償金6億6千3百万円、その他5千万円、特別損失として遊休地等の減損損失6億8千1百万円、その他3億1千5百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は257億1千5百万円（前期比45億3千6百万円増）となりました。

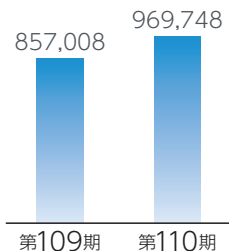


事業別の状況は次のとおりであります。

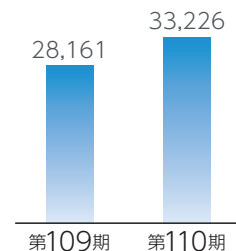
ITインフラ流通事業



売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)

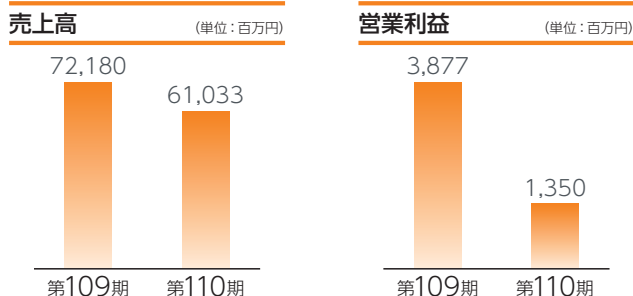


法人向け市場では、昨年1月のWindows 7サポート終了に伴う更新特需の反動や新型コロナウイルス感染症拡大による企業のIT関連支出の減少が懸念されておりました。そのような環境下で、全国拠点による対面とオンラインを組み合わせた地域密着営業を推し進めた結果、ニューノーマルな働き方に対応するためのITニーズを捉え、サブスクリプション（継続課金）型サービス、ノートPCや液晶モニタ、ヘッドセットといった商品の受注が増加しました。また、ICT環境の整備が進む文教市場においては、コロナ禍により児童生徒1人1台の端末整備の早期実現が求められるなか、関連商品の販売をはじめ、機器の設定を事前に行うキッティングサービス等の複合提案に注力し、PCやタブレット、ネットワーク機器関連の需要を獲得することにより販売が拡大しました。

個人向け市場では、テレワークやオンライン学習の推進で関連商品の需要が高まるなか、EC販売向けの商材確保・提案を強化することで需要を捉え、PCをはじめ液晶モニタなどの周辺機器の販売が好調に推移しました。

以上の結果、当事業の売上高は9,697億4千8百万円(前期比13.2%増)、営業利益は332億2千6百万円(前期比18.0%増)となりました。

繊維事業

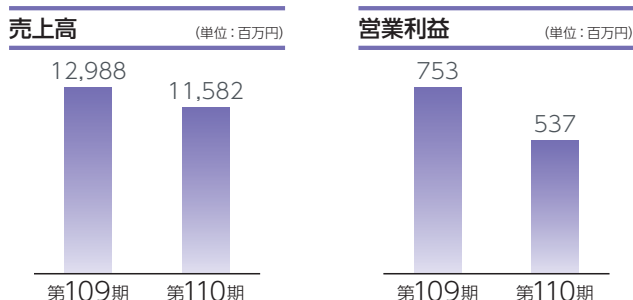


合織・レーヨン部門では、旺盛な需要を背景に除菌関連向けの商品や不織布用レーヨン綿の販売が大幅に増加しました。産業資材部門では、テント・帆布などの重布関連商品において各種イベントの中止や建築工事の減少により受注の低迷が続きました。衣料製品部門では、抗ウイルス関連の機能性製品の販売は好調に推移しましたが、外出自粛や店舗休業等の影響によりカジュアル・ブランド製品は苦戦を強いられました。

以上の結果、当事業の売上高は610億3千3百万円（前期比15.4%減）、営業利益は13億5千万円（前期比65.2%減）となりました。

(注) 2020年4月1日において当社グループである大和紡績株式会社において吸収合併（吸収合併存続会社：大和紡績株式会社、吸収合併消滅会社：ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウエステート株式会社、ダイワボウアソシエ株式会社）をしたことにより管理区分の見直しを行っております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの管理区分に基づき作成したものを記載しております。

産業機械事業



工作機械および自動機械の両部門ともに、新型コロナウイルス感染症の影響が、企業の設備投資における慎重な姿勢として現れるとともに、営業活動が制限されたこともあり、収益面は低迷しました。

以上の結果、当事業の売上高は115億8千2百万円（前期比10.8%減）、営業利益は5億3千7百万円（前期比28.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資は、繊維事業における生産拠点再編による事業構造改善を中心に、投資金額は36億6千7百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は130億円で、当期末の実行残高はありません。

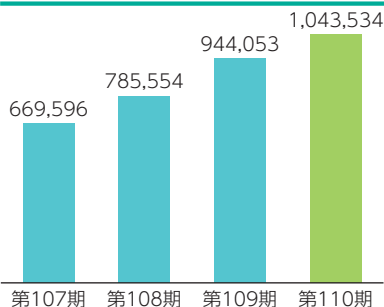
(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第107期 (2018年3月期)	第108期 (2019年3月期)	第109期 (2020年3月期)	第110期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(百万円)	669,596	785,554	944,053	1,043,534
経常利益(百万円)	14,291	22,840	33,195	35,781
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	10,531	16,775	21,178	25,715
1株当たり当期純利益	109円74銭	174円47銭	220円27銭	267円47銭
総資産(百万円)	286,029	335,888	328,813	383,757
純資産(百万円)	73,148	87,191	104,741	129,322
1株当たり純資産額	752円87銭	898円51銭	1,080円11銭	1,334円35銭

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第108期の期首から適用しており、第107期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。また、自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75,498口)が所有する当社株式を含めております。なお、2017年10月をもって従業員持株ESOP信託は終了しております。
3. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施し、2021年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しましたが、第107期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

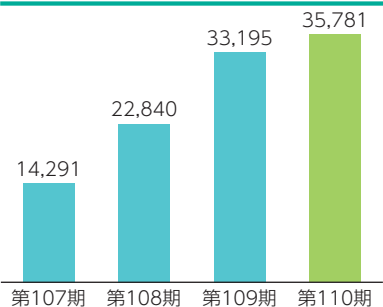
売上高

(単位:百万円)



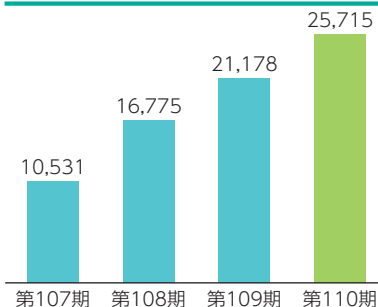
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

◎不適切取引に対する再発防止策に向けた取組み

当期において、連結子会社である旧ダイワボウノイ株式会社（同社は2020年4月1日をもって当社連結子会社である大和紡績株式会社に吸収合併されています。）における、元従業員による不適切な取引が判明しました。当社は、弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置して、事実関係および原因究明に関する調査を行い、その調査結果および提言に基づき、コンプライアンス意識の醸成、内部統制強化等の再発防止策を策定し、グループを挙げて取組んでおります。

当社としましては、二度とこのような事案を起さぬよう、特別調査委員会からの提言を真摯に受け止め、上記再発防止策を継続的に実行するとともに、あらためてグループガバナンス体制の強化に取組んでまいり所存であります。

◎当社グループのこれからの取組み

今後の経済見通しについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、国内外の新型コロナウイルス感染症拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。

こうしたなか、当社グループは、本年4月より新中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）をスタートさせました。本計画の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値向上に取組んでまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、Windows更新需要、ネットワーク需要、GIGAスクール構想の前倒しなどで大きく業績を伸ばしましたが、反動減は避けられない見通しです。しかしながら、DX推進の追い風など中長期ではIT市場の拡大が見込まれることなども踏まえて、新たな成長ストーリーを描いていくことが課題と認識しております。そのため、ITデバイスのシェア獲得については、引き続き注力することで、市場における優位性をより強いものにしていくことを目指してまいります。また、ソフトウェアのクラウド化が進展するなか、サブスクリプション（継続課金）型ビジネスについて、サービスの充実やサポート体制を一層強化し、ITデバイスに加えクラウドサービスを複合的に提供することで、新たな市場にも挑戦し、収益の拡大に努めてまいります。さらに、営業効率の更なる改善や販売パートナーに提供するプラットフォームの機能強化などにより、自社のみならず販売パートナーの生産性向上も実現してまいります。

繊維事業においては、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営や、SDGs（持続可能な開発目標）を事業運営の基本に据え、環境配慮型製品の提供ならびに安心・安全な社会の実現に向けた事業展開に

て、働き甲斐のある会社への変革を行ってまいります。合織・レーヨン部門では、バイオマスや生分解性の環境対応素材の研究開発を強化し、新規分野への提案に取組んでまいります。また、産業資材部門では、生産拠点を集約させ、効率的な生産体制を実現し、カートリッジフィルターの拡販に努めてまいります。さらに、衣料製品部門では、サステナブルな機能素材を中心とした開発提案型営業をベースにコスト競争力のある海外生産拠点の有効活用を図るとともに、新規ブランドの立ち上げや新規販路の開拓により、収益性の向上に努めてまいります。

産業機械事業においては、工作機械部門において脱炭素によりもたらされる変革に対応し、発電設備等の需要を見込んだ開発に取組み、新たな需要の獲得を目指してまいります。また、主力の鉄道分野では、顧客ニーズに沿った製品開発に努めて収益の拡大を図ってまいります。自動機械部門では、製品の品質向上とコストダウンに注力することで、国内外市場での競争力向上を図ってまいります。加えて、顧客へのアフターサービスの充実については、播磨テクニカルセンターの活用やサービス拠点の拡充により事業競争力の強化に努めてまいります。

◎ E S G への取組み

E S G への取組みにつきましては、当社では2020年から E S G 推進委員会を設置し、事業活動におけるCO₂排出量の削減や労働安全衛生などの事業リスクの低減につながる「守りの E S G」はもちろん、社会課題解決型の商品・サービスの提供などの事業機会の増大につながる「攻めの E S G」についても重点テーマとして掲げております。引き続き、グループ横断で活動内容の共有を行い、E S G に対する意識を一丸となって向上させてまいります。

また、コーポレートガバナンスにつきましては、経営上の最重要課題の一つとして認識しており、グループ各社の連携のもと、内部統制機能の一段の充実とより最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、なお一層の自己変革に取組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様には、引き続き倍旧のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率(%)	主要な事業内容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
大和紡績株式会社	3,545	100.0	繊維製品・産業用資材・ゴム関連製品の製造、販売
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
カンボウプラス株式会社	1,020	100.0	綿・化合織布等の染色、樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	1,200	100.0	レーヨン綿・レーヨン糸の製造、販売
ダイワボウアドバンス株式会社	80	100.0	衣料品の販売
大和紡観光株式会社	50	100.0	ホテル業
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売
大和紡績香港有限公司	5,000千HKドル	100.0	繊維製品等の販売促進、販売
蘇州大和針織服装有限公司	(出資金) 5,498千USドル	76.7	衣料品の製造、販売
大和紡工業(蘇州)有限公司	(出資金) 8,500千USドル	100.0	衣料品の製造、販売
ダイワボウ・ガーマント・インドネシア	2,350千USドル	85.1	衣料品の縫製
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	3,300千USドル	80.0	産業用織物の製造、販売
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	12,125千USドル	100.0	不織布の製造、販売

- (注) 1. 資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. カンボウプラス株式会社、ダイワボウレーヨン株式会社、ダイワボウアドバンス株式会社、大和紡観光株式会社、大和紡績香港有限公司、ダイワボウ・ガーマント・インドネシア、ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシアの議決権比率は、大和紡績株式会社の所有に係る間接保有であります。
3. 株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
4. 大和紡工業(蘇州)有限公司の議決権比率は、当社保有割合およびダイワボウアドバンス株式会社の所有に係る間接保有割合の合計を記載しております。
5. 大和紡績株式会社とダイワボウノイ株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウエステート株式会社、ダイワボウアソシエ株式会社は、2020年4月1日付で大和紡績株式会社を存続会社、ダイワボウノイ株式会社、ダイワボウポリテック株式会社、ダイワボウプログレス株式会社、ダイワボウエステート株式会社、ダイワボウアソシエ株式会社の5社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

6. 大和紡績株式会社は、2020年4月1日付で資本金を310百万円に増資するとともに、主要な事業内容に、繊維製品の製造、販売をはじめとする、上記の消滅会社各社の事業内容を加えております。
7. 大和紡績株式会社は、2020年4月30日付で資本金を3,545百万円に増資しております。
8. 大和紡績株式会社は、連結子会社である大和紡観光株式会社が運営する霧島国際ホテルについて、2021年5月20日をもって営業終了し、ホテル事業から撤退しております。
9. 大和紡績香港有限公司は、2021年3月31日の同株主総会で解散決議を行っており、2022年5月30日をもって清算終了予定であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市北区中之島3丁目2番4号	42,736百万円	114,049百万円
大和紡績株式会社	大阪市中央区久太郎町3丁目6番8号	26,101百万円	

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
ITインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
繊維事業	化合繊維、不織布製品、産業資材関連製品、ゴム製品、織物、編物、二次製品の製造販売業
産業機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業
その他事業	ホテル業、保険代理店業、エンジニアリング業

(8) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市

② 子会社

名 称	事業所名	所在地	主要製品
ダイワボウ情報システム株式会社	本社	大阪市	
	東京支社	東京都品川区	
	支店・営業所	全国93拠点	
大和紡績株式会社	本社	大阪市	
	東京本社	東京都中央区	
	播磨工場	兵庫県加古郡	合繊綿
	美川工場	石川県白山市	不織布
	合繊事業本部 益田工場	島根県益田市	不織布
	出雲工場	島根県出雲市	産業用資材
	明石工場	兵庫県明石市	工業用スポンジ
	益田工場	島根県益田市	自転車用タイヤ
株式会社オーエム製作所	本社	大阪市	
	東京支店	東京都台東区	
	長岡工場	新潟県長岡市	工作機械
カンボウプラス株式会社	本社	大阪市	
	東京支店	東京都中央区	
	福井工場	福井県鯖江市	樹脂防水加工
ダイワボウレーヨン株式会社	本社	大阪市	
	益田工場	島根県益田市	レーヨン綿
ダイワボウアドバンス株式会社	本社	大阪市	
	東京支店	東京都中央区	
株式会社オーエム機械	本社	東京都台東区	
	大阪支店	大阪市	
	宍道工場	島根県松江市	自動機械

名 称	事業所名	所在地	主要製品
大和紡績香港有限公司	本社	中国	
蘇州大和針織服装有限公司	本社・工場	中国	衣料品
大和紡工業（蘇州）有限公司	本社・工場	中国	衣料品
ダイワボウ・ガーマメント・インドネシア	本社・工場	インドネシア	衣料品
ダイワボウ・インダストリアル・ファブリックス・インドネシア	本社・工場	インドネシア	産業用織物
ダイワボウ・ノンウーブン・インドネシア	本社・工場	インドネシア	不織布

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数
5,683名	29名増

(注) 上記には嘱託社員を含めております。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	6,399
農林中央金庫	2,650
株式会社山陰合同銀行	2,160
株式会社みずほ銀行	2,095
株式会社三井住友銀行	1,800

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,271,292株
- (3) 株主数 10,720名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,134	5.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,050	5.46
ダイワボウ従業員持株会	667	3.47
株式会社三菱UFJ銀行	616	3.20
JP MORGAN CHASE BANK 380072	591	3.08
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	451	2.35
第一生命保険株式会社	400	2.08
JP MORGAN CHASE BANK 385632	367	1.91
ゴールドマン・サックス証券株式会社	353	1.84
3D OPPORTUNITY MASTER FUND	318	1.66

(注) 持株比率は、自己株式 (42,931株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、普通株式1株につき5株の割合をもって、2021年4月1日付で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は、200,000,000株に、また、発行済株式の総数は、96,356,460株にそれぞれ増加しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 幸 浩	
代表取締役 専務取締役	有 地 邦 彦	事業統括 ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 大和紡績株式会社 監査役 株式会社オーエム製作所 監査役
常務取締役	辰 巳 敏 博	グループ本社担当
取締役	土 肥 謙 一	
取締役	中 村 一 幸	
常勤監査役	平 岡 好 信	ダイワボウ情報システム株式会社 監査役 大和紡績株式会社 監査役 株式会社オーエム製作所 監査役
常勤監査役	小 野 正 也	
監査役	藤 木 久	弁護士 佐川急便株式会社 監査役
監査役	植 田 益 司	公認会計士・税理士

- (注) 1. 代表取締役専務取締役 有地邦彦氏は、大和紡績株式会社監査役を退任し、2021年4月1日付で同社代表取締役社長に就任しております。
2. 取締役 土肥謙一、中村一幸の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 藤木久、植田益司の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、全ての社外取締役と社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
6. 監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

①取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	124 (16)	124 (16)	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	45 (12)	45 (12)	—	4 (2)
合計	170 (28)	170 (28)	—	9 (4)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動型報酬は、指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合い等を定め、前年度の業績に基づき算出された額を、金銭による報酬として毎年一定の時期に支給することとしております。

業績連動型報酬額の算定方法につき、指標として連結業績を用いる理由は、当社は純粋持株会社であり、当社取締役は当社連結子会社を含むグループ全体の業績を向上させる役割を担っており、連結業績により評価することが適当と考えるからであります。

業績連動型報酬額の算定方法は、役位毎に定められた基準額につき、前年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定しております。

③取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、基本報酬（固定報酬）については年額2億3,700万円以内（うち社外取締役分は年額3,600万円以内）、業績連動型報酬については年額9,100万円以内（社外取締役を除く）とすることで、2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の報酬額は、年額5,760万円以内とすることで2020年6月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

A. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役

の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）につき2021年2月25日開催の取締役会において決議いたしました。

B. 決定方針の内容の概要

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めることならびに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、基本報酬（固定報酬）と業績連動型報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の3名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は代表取締役社長に対して、業績連動型報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

(2) 基本報酬（固定報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬（固定報酬）は、各取締役の役位、職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役位ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会において決定することとする。

(3) 業績連動型報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型報酬は、金銭による報酬として毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定する。

業績連動型報酬の額等の決定に際しては、代表取締役社長が策定、諮問する原案を報酬委員会において検討のうえ答申・提言を行うものとし、代表取締役社長は当該答申内容に従って決定することとする。

(4) 基本報酬(固定報酬)の額または業績連動型報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬(固定報酬)と業績連動型報酬の割合を概ね3対1と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬(固定報酬)の額の決定および業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定ならびに額の決定とする。

当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案を報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額を決定することとする。

C. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案について、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2020年6月26日開催の取締役会にて代表取締役社長西村幸浩氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。権限の内容は、各取締役の基本報酬(固定報酬)の額の決定および業績連動型報酬の評価に関する原案策定ならびに額の決定となり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任をうけた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案を報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額を決定することとしております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 監査役 藤木 久氏は、佐川急便株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	土肥 謙一	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に繊維業界の会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 16回/16回 (100%)
	中村 一幸	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にICT業界の上場会社経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 16回/16回 (100%)
	氏名	主な活動状況	出席状況
社外監査役	藤木 久	弁護士であり法律の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、公正・中立な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 16回/16回 (100%) 監査役会 12回/14回 (86%)
	植田 益司	公認会計士・税理士であり財務・会計の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、独立的な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 14回/16回 (88%) 監査役会 14回/14回 (100%)

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザー業務等を委託し、その対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年4月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) **当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
 - ① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
 - ② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
 - ③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。
 - ② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ① 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
 - ② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、純粋持株会社として、取締役会の機能をグループ戦略の立案、業務執行の監督に特化し、グループ会社の取締役にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にすることにより、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
- ② 当社グループは、中期経営計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営戦略会議等において審議するとともに、当社およびグループ会社の取締役は、グループ戦略方針に立脚した具体的施策と業務規程に基づく業務遂行体制を決定する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
- ② グループ会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、当社はそれらを監督する取締役を任命し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
- ② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
 - B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - ② 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - ③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、グループ会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - ② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) **当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**
 - ・法令遵守の基本となる「グループ規範」や「グループ企業行動憲章」などをまとめた「グループ理念体系」について、社内イントラネットへの掲載やカードにして携行させるなど、全役職員に対して周知徹底を行っております。
 - ・コンプライアンス委員会を6カ月に1回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取り組んでおります。
 - ・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、コンプライアンス委員会において報告しております。
- (2) **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
 - ・「文書取扱規程」に基づき、文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。
- (3) **当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
 - ・「リスク管理規則」に基づき、「経営リスク」「業務リスク」「環境・安全・品質リスク」について、それぞれの所管部門が専門的にリスク管理を行っております。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - ・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
 - ・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ・ 監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。
- (7) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
 - ・ 監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、報告を受けております。
- (8) **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
- (9) **当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。
- (10) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・ 監査役は、会計監査人との連携により定期的に業務監査を実施するとともに、グループ会社に出向いて業務執行の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

① 経営体制の改革

当社は、1941年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粹持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据えて、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げました。

② 中期経営計画

当社は2021年4月1日から新中期経営計画（2022年3月期～2024年3月期）をスタートさせました。本計画の対象期間を「将来にわたる発展を見据えた転換期」と捉え、グループ基本方針として「次世代成長ドライバーの創出」「リーディングカンパニーとして新たな社会作りへの貢献」「経営基盤変革」を掲げ、次なる時代に向けた成長戦略と事業を通じた社会貢献の実践による企業価値向上に取り組んでまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2009年6月26日開催の第99回定時株主総会で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を承認いただき、その後の定時株主総会で二度にわたり継続導入を承認いただいておりますが、2018年6月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

(4) 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

上記(2)および(3)で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記(1)の会社の支配に関する基本方針および株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	331,461	流 動 負 債	230,519
現金及び預金	32,058	支払手形及び買掛金	188,483
受取手形及び売掛金	246,897	短期借入金	15,255
商品及び製品	32,580	未払法人税等	6,170
仕掛品	3,667	賞与引当金	3,218
原材料及び貯蔵品	1,748	役員賞与引当金	276
その他	14,653	製品保証引当金	106
貸倒引当金	△144	その他	17,007
固 定 資 産	52,295	固 定 負 債	23,916
有形固定資産	39,172	長期借入金	12,065
建物及び構築物	8,835	繰延税金負債	120
機械装置及び運搬具	10,149	退職給付に係る負債	7,509
土地	18,360	預り保証金	2,745
その他	1,827	その他	1,474
無形固定資産	2,696	負 債 合 計	254,435
のれん	6	純 資 産 の 部	
その他	2,689	株 主 資 本	127,253
投資その他の資産	10,426	資 本 金	21,696
投資有価証券	6,606	資 本 剰 余 金	7,863
退職給付に係る資産	483	利 益 剰 余 金	97,816
破産更生債権等	129	自 己 株 式	△123
繰延税金資産	736	その他の包括利益累計額	1,033
その他	2,599	その他有価証券評価差額金	1,837
貸倒引当金	△129	繰延ヘッジ損益	255
資 産 合 計	383,757	為替換算調整勘定	△1,322
		退職給付に係る調整累計額	262
		非 支 配 株 主 持 分	1,035
		純 資 産 合 計	129,322
		負 債 、 純 資 産 合 計	383,757

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

		百万円	
売上	1,043,534		
売上	961,683		
販売費	81,851		
営業	46,823		
営業	35,028		
受取		22	
受取		142	
販売		716	
雇用		239	
持分		13	
その他		330	1,464
営業			
支払		277	
その他		433	710
経常			35,781
固定		754	
受取		663	
その他		50	1,468
特別			
減損		681	
その他		315	996
税金等調整前			36,253
法人税、住民税及び事業税	11,354		
法人税等調整額	△973		10,381
当期純利益			25,872
非支配株主に帰属する当期純利益			157
親会社株主に帰属する当期純利益			25,715

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	22,750	流 動 負 債	31,579
現金及び預金	16,312	支払手形	4
前払費用	5	短期借入金	27,122
未収入金	6,245	未払金	403
その他	186	未払費用	13
		未払法人税等	3,890
		未払消費税等	42
		前受金	6
		預り金	10
		賞与引当金	35
		役員賞与引当金	50
固 定 資 産	91,299	固 定 負 債	13,316
有形固定資産	132	長期借入金	8,957
建物	9	繰延税金負債	4,087
車両運搬具	13	退職給付引当金	232
工具器具及び備品	109	その他	39
無形固定資産	41	負 債 合 計	44,895
電話加入権	25	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	16	株 主 資 本	68,830
投資その他の資産	91,125	資 本 金	21,696
投資有価証券	1,697	資 本 剰 余 金	8,591
関係会社株式	84,942	資本準備金	8,591
出 資 金	3	その他資本剰余金	0
関係会社出資金	427	利 益 剰 余 金	38,665
長期貸付金	4,034	利益準備金	274
その他	19	その他利益剰余金	38,391
		繰越利益剰余金	38,391
		自 己 株 式	△123
資 産 合 計	114,049	評 価 ・ 換 算 差 額 等	323
		その他有価証券評価差額金	323
		純 資 産 合 計	69,153
		負 債 、 純 資 産 合 計	114,049

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

		百万円											
営	業	収	益	15,479									
営	業	費	用	1,336									
営	業	利	益	14,143									
営	業	外	収										
	受	取	息	及	び	配	当	金	110				
	そ		の					他	49				
営	業	外	費	用									
	支	払	利	息					108				
	そ		の					他	37				
経	常	利	益						14,157				
特	別	損	失										
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	47			
税	引	前	当	期	純	利	益		14,109				
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	237
	法	人	税	等	調	整	額		147				385
当	期	純	利	益					13,724				

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上和久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 葉山良一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上和久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 葉山良一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④2020年9月、当社連結子会社において、元従業員による不適切な取引が判明しました。監査役会は、グループ全体において再発防止に取り組んでいることを確認しています。今後は、引き続き、再発防止策に関する取締役会の対応及びその成果を注視してまいりますとともに、監査役会としても、グループ各社の監査役と連携し、グループ全体における業務監査の向上に努めてまいります。
 - ⑤事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

ダイワボウホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 平岡 好信 ㊟

常勤監査役 小野 正也 ㊟

社外監査役 藤木 久 ㊟

社外監査役 植田 益司 ㊟

以上

(× ㄷ)

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 20 lines.

(× ㄷ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

(× ㄷ)

A series of horizontal dashed lines for writing.

(× ㄷ)

A series of horizontal dashed lines for writing.

(× ㄷ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

(× ㄷ)

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内略図

※今回開催場所が変更になっておりますのでご注意ください。



会場

オービック御堂筋ビル 2階 オービックホール
大阪市中央区平野町 4丁目 2番 3号

最寄駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅：徒歩約3分
大阪メトロ御堂筋線・中央線「本町」駅：徒歩約4分
京阪電車 京阪本線「淀屋橋」駅：徒歩約7分

